

令和4年度「おなかま保育室」の申込みについて

利用可能期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

利用対象児童 **市内在住で保育所等に申込みをし、保育の必要性の認定を受けながら保育所等の利用ができない満6か月から3歳未満までの児童が対象となります。**

4月入所申込 **令和4年2月7日（月）～令和4年2月19日（土）17時まで**
申込みは祝日・日曜日を除く、9時～16時（最終日のみ17時まで）
※時間外の電話等によるお問い合わせは御遠慮ください。
※申込受付期間以降や年度途中も申込みは可能です。ただし、保育室の入室状況により
選考・受入れを行うことができない場合があります。

申込場所 各おなかま保育室

保育室名	住所	電話番号	定員	開所時間	開所日
川中島	川崎区大師駅前 1-1-2	266-5776	28	7:30～18:00 18:00から 19:00までは 延長保育	月～土

※おなかま保育室川中島は、令和5年3月末をもって閉室となります。

申込方法 **令和4年2月7日（月）から電話で見学予約をし、上記利用申込期間内にお子さんと一緒におなかま保育室を見学**のうえ申込みをしてください。令和3年度に申込み済の方も**改めて申込み**をお願いします。

選考方法 保育所等の「利用調整基準」に準じて選考を行います。
ただし、お子さんの健康状態（食物アレルギー・けいれん等）により、おなかま保育室では安全に保育できないと判断した場合は、お預かりできないことがあります。

選考結果連絡 利用可（内定）の方は、おなかま保育室より**令和4年3月2日（水）17時までに保護者へ電話連絡**します。その際、入室の意思確認をしますので、**必ず連絡のつく電話番号を、申込書に御記入**ください。やむを得ず電話に出られなかった場合は、**3月4日（金）12時までに保育室にお電話ください。**

利用できない場合は、自宅へ保留通知を郵送します。（2月25日（金）発送予定）

おなかま保育室の御案内

【おなかま保育室とは】

保護者の疾病や就労等のため日中家庭で保育できない乳幼児を、川崎市が待機児童対策を目的として一般財団法人川崎市保育会に事業委託し、保育の実施をしています。

1 保育時間等

基本保育時間：月～土 7：30～18：00（原則 完全給食）

※1人1人のお子さんの保育時間については、就労時間等により、保護者と保育室で相談し決めていただきます。

※入室当初は、お子様が保育室になれるまでの間、保育時間を短縮した「ならし（なれ）保育」を実施しますので、あらかじめ御了承ください。

○延長保育

勤務や通勤等により、基本保育時間を超えて保育を必要とする場合は、前月までに保育室に御相談ください。19：00までの延長保育を行っておりますが、この場合は、基本保育料と別に延長保育料2,500円（月額）をお支払いしていただきます。

※日割はいたしませんので、御注意ください。

2 保育料

保護者は、市が定めた保育料を毎月、乳幼児名で、保育室が指定する金融機関の口座に振り込んでいただきます。保育料の認定は、月額0円～66,200円（27段階）の範囲で、保護者の市民税額に応じ、認可保育所の保育料決定に準じて行います。

また、きょうだいを認可保育所、地域型保育事業実施施設、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業実施施設、おなかま保育室に預けている場合は、保育料軽減の制度があります。

3 休室日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

御一読ください

- ・おなかま保育室は、待機児童対策を目的とした施設です。認可保育所と異なり、年度を越えて継続して保育することを前提とした施設ではありませんので、毎年必ず保育所等の利用申し込みをしてください。保育の必要性の認定事由を満たさなくなった場合は、年度途中でも退室となります。
例) 2ヶ月間の求職活動後も就労（月64時間以上）を開始しない場合
保育所等に内定したが辞退した場合
- ・育児休業中の方については、保育を必要とする事由に該当しないため、原則、申し込みはできません。ただし、入室希望月の末日までに復職予定の場合は、当該月の1日入室として申込可能です（入室後に復職していないことが判明した場合、内定取消や退室していただくことがあります）。
- ・申込後、申込内容と入室時の状況が異なることが判明した場合には、その時点で選考のやり直しや内定取消を行うこととなりますので、申込関係書類の記載は厳密に行ってください。やむを得ず状況に変更が生じた場合は、すみやかに保育室までお申出ください。

【お問い合わせ】川崎市子ども未来局 保育事業部 保育第2課 電話 044-200-0226